明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第十四　厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五号中「第10の1」を「第9の1」に改める。

第九号中「第9の8の注、第10の11の注2、第12の5の9」を「第9の11の注2、第11の5の9」に、「第16の6」を「第15の6」に改める。

第十号中「第11の1」を「第10の1」に改める。

第十五　障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

本文中「の障害の程度」を「に必要とされる支援の度合」に、「定める程度」を「定める支援の度合」に、「認める程度」を「認める支援の度合」に改める。

第一号及び第二号中「とする程度」を「とする場合における支援の度合」に、「有する程度」を「有する場合における支援の度合」に、「準ずる程度」を「準ずる場合の支援の度合」に改める。

第三号中「しない程度」を「しない場合の支援の度合」に、「する程度」を「する場合における支援の度合」に改める。

第十六　独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

本文中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第十七　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四の四の四の(8)中「、同令第百三十八条に規定する指定共同生活介護事業者」を削り、「及び同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者」を「、同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者及び同令第二百十三条の四に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」に改め、同四の四の(10)中「第五条第二十五項」を「第五条第二十四項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

第十八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第12の8」を「第11の8」に、「第13の8」を「第12の8」に改める。

第十九　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成二十三年厚生労働省告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名及び本文中「共同生活住居費」を「居住費」に改める。

第二十　次に掲げる告示の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

一　指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第一号ロ(三)

二　障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）第一号イ(3)

第二十一　独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

本文中「、同条第十項の共同生活介護」を削り、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

○厚生労働省告示第百四十四号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号の表を次のように改める。

地域区分	サービス種類	割合
一級地	就労継続支援	千分の千九十四
	自立訓練	千分の千九十七
	就労移行支援	
	居宅介護	千分の千九十九
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	短期入所	
	重度障害者等包括支援	
	地域相談支援	
	計画相談支援	
	生活介護	千分の千百一
	施設入所支援	千分の千百九
	共同生活援助	千分の千百三十二
二級地	就労継続支援	千分の千七十八
	自立訓練	千分の千八十一
	就労移行支援	
	居宅介護	千分の千八十三
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	短期入所	
	重度障害者等包括支援	
	地域相談支援	
	計画相談支援	
	生活介護	千分の千八十四
	施設入所支援	千分の千九十一
	共同生活援助	千分の千百十